

# 居宅介護支援重要事項説明書

＜ 令和      年      月      日 現在 ＞

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

連絡先      電話:0984-27-3758 (平日・午前8時30分～午後5時30分まで)  
 担当:秋本 信子      \*ご不明な点は、なんでもおたずねください。

## 2. ホームライフひむか居宅介護支援事業所(名称)の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	ホームライフ ひむか 居宅介護支援
所在地	宮崎県小林市堤2077-8
介護保険指定番号	宮崎県4570500696号
サービスを提供する地域	①小林市 ②高原町 ③えびの市 ④都城市(高崎)

\*上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	有資格	勤務形態	業務内容	計
管理者兼 介護支援専門員	介護福祉士	常勤専従	管理業務及び ケアマネジメント業務	1名
介護支援専門員				
事務職員		非常勤		1名

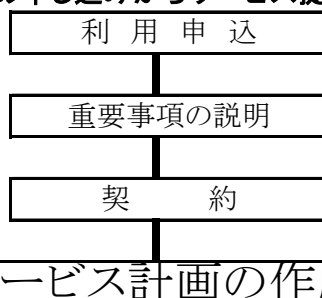
(3) 営業日・営業時間

月～金	午前8時30分～午後5時30分
※国民の祝日及び、8月14日～8月15日、12月30日～1月3日を除く。	

\*但し、緊急を要する場合など24時間体制で連絡がとれるようになってます。

緊急連絡電話 090-9596-3758

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容



状況の把握	利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。 施設への入所を希望する場合には施設を紹介します。
計画の原案作成	在宅サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます。
サービス担当者との連帯・調整	介護支援専門員を中心に、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し、意見交換等を行います。
介護サービス計画の作成	介護サービスの目標、サービスの種類・内容など介護サービス計画はサービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作ります。
利用者の同意	計画の内容が利用者の希望に沿っているか確認します。

## 4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

- \* ご契約者の介護保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、下記のサービス利用料金の全額をいったんお支払下さい。  
お支払されますと、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、この証明書を市町村の窓口へ提出すると全額を払い戻しされます。

### <居宅介護支援費(Ⅰ)>

利用者		要介護1・2	要介護3・4・5
保険料の滞納等	なし	保険から全額給付	保険から全額給付
	あり	10,860円	14,110円

\*取扱件数が、介護支援専門員 1名当たり45件未満の場合に算定します。

\*同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント 所定単位数の95%を算定

### <加算料金>

初回加算	3,000円/月	新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。 *運営基準減算に該当する場合は算定しない。
入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円/月	入院日に情報提供(営業時間終了後又は営業日以外の日)に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円/月	入院した翌日又は翌々日に情報提供(営業時間終了後に入院した場合であっても、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む)。
退院・退所加算 (カンファレンス参加なし)	連携1回 4,500円	退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定。ただし「連携3回」算定できるのは、1回以上について、入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加し、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。
退院・退所加算 (カンファレンス参加あり)	連携2回 6,000円	
	連携1回 6,000円	
	連携2回 7,500円 連携3回 9,500円	
通院時情報提供加算	500円/月	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画書に記録した場合。
緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回が限度)	2,000円/回	状態の急変に伴い、利用者の在宅での保険医の求めに伴い、利用者宅でカンファレンスに参加し、必要に応じてサービス調整を行った場合に算定する。
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円/円	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。

#### (2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。  
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費が必要です。  
自動車を利用した場合、通常の実施地域を超えた地点から1kmにつき50円の交通費がかかります。

#### (3) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はいただきません。

#### (4) その他

##### 支払方法

①料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月、末日から月初日までに前月分の請求をいたしますの16日以内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。

②お支払方法は、直接ホーム持参、口座自動引落の2通りの中からお契約の際に選べます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① お客様のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下されればいつでも解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者を

ご紹介いたします。

#### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合  
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
- ・お客様がお亡くなりになった場合

#### ④ その他

お客様やご家族などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し

難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了

させていただく場合がございます。

## 6. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

### (1) 運営の方針

当事業所は、利用者が要介護状態となった場合でも可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう利用者の心身のその置かれている環境等に応じて、利用者家族等の希望を受けて適切な保健医療・福祉サービスが多様な事業から総合的にかつ効率的に提供されるよう公立・中立的な立場でサービス調整いたします。

### (2) 公正中立なケアマネジメントの確保

①利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求める事が可能です。

②利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求める事が可能です。

### (3) 居宅介護支援の実施概要等

- ・居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握、アセスメント
- ・居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・給付管理業務
- ・サービス担当者会議の開催、連絡調整
- ・認定申請の援助
- ・介護保険施設等の紹介

### (4) 内容及び手続の説明及び同意

利用者及び家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書による同意又は、利用者及び家族の承諾を得ることで文書による書面に代えて、電磁的方法で同意を得る事が出来るものとします。

## 7. 医療と介護の連携の強化について

- ①居宅介護支援の提供開始に当り、利用者等に対して、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供するように依頼することを義務づけます。
- ②医療系サービスの利用を希望している場合等は、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- ③訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師薬剤師に必要な情報伝達を行います。

## 8. 秘密保持について

- ①介護支援専門員はその他の職員は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密は漏らしません。退職後も順守します。
- ②サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとします。
- ③病院又は施設などから退院、退所が決まった場合、調整を行う上で面談する際にテレビ電話装置など活用して行う事が可能だが、利用者及び家族が参加する場合は同意を得るものとします。

## 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①虐待防止に関する責任者を選定しています。

受付日時	平日 午前8時30分から午後5時30分
責任者	久保田 成幸
連絡先	0984-27-3758

- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ その他虐待防止のために必要な措置  
事業者は、事業の実施に当たり、当該事業所及び居宅サービス事業所の従業員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 10. 感染症対策の強化

事業所は、感染症の予防・まん延の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じます(ホームライフひむか準じる)。

- ① 感染症等対策委員会の設置並びに委員会の開催。
- ② 指針の整備
- ③ 研修会の実施及び訓練。

## 11. 業務継続に向けた取り組みの強化

事業所は業務継続に向けた計画(業務継続計画・BCP)を策定し、感染症や非常災害発生時には計画に従って必要な措置を講じます(ホームライフひむかに準じる)。

- ① 業務継続計画を職員に周知するとともに、必要な研修や訓練を定期的実施。
- ② 定期的に業務継続計画の見直しを実施し、必要に応じて計画内容の変更を行う。

## 12. 身体拘束について

- ① 事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行いません。

②事業者は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為を行いません

### 13. ハラスメント対策について

①事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境に悪影響を及ぼすことを防止するための方針の明確化等の必要な措置をします。

②契約者(利用者)様、ご家族様または身元保証人等からの事業所やサービス従事者、その他関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご提供を一時中止及び契約を廃止させていただく場合があります。

### 14. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定居宅介護支援のサービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご契約者及びその家族等にご連絡するとともに、事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を講じます。また、ご契約者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応致します。

### 15. 第三者による評価の実施状況等

当事業所の第三者による評価の実施状況等は次のとおりです。

第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日	年 月 日
			評価機関名称	
			結果の開示	1. あり 2. なし
	②	なし		

### 16. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

受付日時	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
担当	常設の窓口・久保田 成幸	
電話	0984-27-3751	

② その他

当事業所以外に、行政機関その他の苦情受付機関等に苦情を伝えることができます。

小林市役所 長寿介護課	
所在地	宮崎県小林市細野300 小林市役所東館1階
電話	0984-23-1140
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
総合保健福祉センターほほえみ館 介護保険係	
所在地	宮崎県西諸郡高原町西麓360-1
電話	0984-42-2550
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
宮崎県国保連合会 苦情相談窓口	
所在地	宮崎県宮崎市下原町231-1
電話	0985-35-5301
受付時間	午前8時30分～午後5時15分

宮崎県 社会福祉協議会	
所在地	宮崎県宮崎市下原町2-22
電話	0985-22-3145
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
えびの市役所 介護保険課	
所在地	えびの市栗下1292
電話	0984-35-1112
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
都城市役所 介護保険課	
所在地	宮崎県都城市姫路町6街区21号
電話	0986-23-2114
受付時間	午前8時30分～午後5時15分

## 17. 当事業所の概要

事業所・施設名	ホームライフ ひむか 居宅介護支援
代表者役職・氏名	久保田 幸作
事業所在地・電話番号	宮崎県小林市堤2077-8 0984-27-3758
定款の目的に定めた事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、土木工事業及びほ装工事業</li> <li>2、建築工事業及び大工工事業</li> <li>3、水道施設工事業及びとび・土工工事業</li> <li>4、鋼構造物工事業及び屋根工事業</li> <li>5、鉄筋工事業及び塗装工事業</li> <li>6、防水工事業</li> <li>7、不動産売買及び仲介業</li> <li>8、有料老人ホームの経営</li> <li>9、介護保険法に基づく訪問介護</li> <li>10、介護保険法に基づく訪問入浴介護</li> <li>11、介護保険法に基づく居宅介護支援事業</li> <li>12、介護保険法に基づく住宅改修事業</li> <li>13、ショートステイ施設の経営</li> <li>14、グループホームの企画、運営</li> <li>15、通所介護及びデイサービス</li> <li>16、前各号に附帯する一切に事業</li> </ol>

----- 契約をする場合は以下の確認をすること -----

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 久保田建設  
所在地 宮崎県小林市堤2077-8  
事業所 ホームライフひむか居宅介護支援 印

説明者 所属 居宅介護支援事業所  
氏名 秋本 信子 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所  
氏名 印

(代理人) 住所  
氏名 印

(続柄 )

\*代理人が記載した理由( )